

北名古屋市監査公表第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和元年 12 月 25 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

総務課及び情報課

対象期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 29 日までの所管事務

実施期間 令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 29 日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

総務課及び情報課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜総務課＞

主な所管事務は、行政組織、市域や市内の地名の変更、公印の管守、公告式、文書の收受及び発送、完結文書の整理保存、情報公開、個人情報保護、条例、規則等の審査、例規集の整備、陳情、請願等の受付、指定管理者制度、学習等供用施設、行政相談委員、不服申立て及び訴訟の総括、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、いじめ問題調査委員会、市議会との連絡調整、幹部職員会議、自衛官及び自衛官候補生の募集、庁舎、コミュニティセンター、不当要求、当直、平和啓発事業、市町村の合併、他の部の所管に属さないこと、総務部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

業務委託において、仕様書の内容について適切に確認を行うこと。

＜情報課＞

主な所管事務は、情報化施策の総合的な企画調整、総合行政ネットワーク、電子情報セキュリティ、電子情報通信基盤の整備及び活用、電子情報システムの管理及び運用、マイナンバー制度に係る総合調整に関する事務である。

(1) 契約事務について

業務委託において、業者が作業等を実施した場合には、内容や結果等を確認するために報告書を提出させること。